

平成25年3月21日  
電子行政オープンデータ実務者会議資料

## オープンデータ流通推進コンソーシアムの取組と提言

平成25年3月21日  
オープンデータ流通推進コンソーシアム  
技術委員会主査 越塚 登  
データガバナンス委員会主査 井上 由里子



## 2. データガバナンス委員会の取組と提言

---

オープンデータ流通推進コンソーシアム  
データガバナンス委員会主査 井上 由里子

# (1) オープンデータ戦略推進のためのデータ利用ルールの在り方

- ▶ 国等が保有する公共データ(以下「公共データ」という。)を、広く国民が活用しやすくするためには、国等の著作権の取扱いを明確にし、誰もが自由に利用できるようにする環境を整備することが急務である。(なお、数値データ、法令等には著作権がないことに留意)
- ▶ 上記の検討に当たっては、公共データは税金で作成されたものであり、著作権の有無にかかわらず国民共有の財産であるという観点を十分に踏まえる必要がある。

課題解決の方向性	具体的内容と課題
(1)立法によるパブリックドメイン化	<p>○米国の立法例に倣い、国等が保有する公共データには著作権が発生しないよう著作権法を改正する。</p> <p>※ 著作権法は、創作を奨励するためのインセンティブとして著作権という独占権を与える制度であり、国民の税金を用いて作成される公共データの創出プロセスに著作権がインセンティブとして働く余地はない。</p> <p>[課題]著作権法の改正には長期間の検討が必要。</p>
(2)国等の著作権の放棄	<p>○国等が著作権を有することを前提としつつ、国等が自らの著作権を放棄する。</p> <p>[課題]著作権も国・地方公共団体の財産権を構成しうるものであり、国有財産法、財政法、地方自治法、補助金等適正化法等との関係において、権利放棄を行うことが適当かどうか検討が必要。</p>
(3)二次利用促進のためのパブリック・ライセンスの活用	<p>○欧州の一部や豪・ニュージーランドの例に倣い、国等が著作権を有することを前提としつつ、二次利用を促進するために著作権の不行使を内容とするパブリック・ライセンスを採用し、利用できる範囲を利用者にわかりやすく表示し、個別の交渉なしにオンラインで処理できるようにする。</p> <p>[メリット]早期の実現が可能 個別交渉無しに簡便な権利処理が可能であり、実質的に(1)及び(2)と同等の結果を実現できる。</p>

データガバナンス委員会では、オープンデータ戦略の早急な推進が求められていることを踏まえ、国に著作権のある公共データについて、(3)の二次利用促進のためのパブリック・ライセンスの活用を前提として検討を行った

## (2) 国内での採用が考えられるライセンスの検討

- ▶ 諸外国で利用されているパブリック・ライセンスを比較検討すると、以下のようになる。

ライセンスの特徴	Open Government Licence	Open License (LICENCE OUVERTE)	Open Data Commons License	Creative Commons License
二次利用促進のための制約の少ないライセンス	○	○	○	○
出典表示を義務としている	○	○	○	○
一部の条件の選択を認める柔軟性(※)	△ (商用のみ)	×	△ (改変時の承継の有無のみ)	○
無保証に対応していること	○	○	○	○
他のパブリック・ライセンスとの互換性有り	○	○	○	○
採用の実績	×	×	○	○
	イギリス	フランス	パリ市、ドイツ	ドイツ、ニュージーランド、オーストラリア

※ CC-BYを付与することができない場合でも、それ以外のクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(商用利用無しとするCC-BY-NC、改変利用無しとするCC-BY-ND等)の採用が可能になる。

- ▶ オープンデータ戦略を推進するためのパブリック・ライセンスに求められる条件としては、広く自由利用を認める内容であること、出典表示を義務づけることの2点を軸として、場合によって条件の一部の選択ができること、無保証に対応していること、互換性のあるライセンスであること等が挙げられる(諸外国での採用実績も考慮要素となる)。
- ▶ 上記の観点からは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを採用し、その中で利用にあたって最も制約の少ないCC-BYライセンスを原則とするのが望ましいと考えられる。

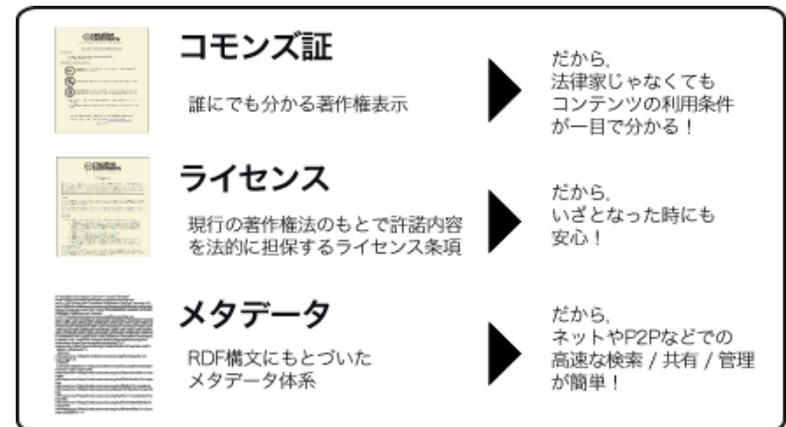
# 参考 1. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの概要

## ▶ 概要

- ▶ クリエイティブ・コモンズとは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス)を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称。
- ▶ 2001年に組織が設立され、2002年にアメリカにおいて、ライセンスの最初のバージョンが公開されている。(日本では2004年に最初のバージョンが公開)
- ▶ CCライセンスはインターネット時代のための新しい著作権ルールの普及を目指し、様々な作品の作者が自ら「この条件を守れば自分の作品を自由に使って良い」という意思表示をするためのツール。
- ▶ CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどを行うことができる。
- ▶ 機械可読性があるので、CCライセンスの付された著作物を検索することは容易である。

## ▶ ライセンスの特徴

- ▶ CCライセンスは三つの要素によって構成されている。
  - ① 「コモンズ証」: 法律に詳しくない人でもライセンスの内容がすぐに理解できる簡潔な説明文
  - ② 「利用許諾」(ライセンス原文): 同じ内容を法律の専門家が読むために法的に記述したもの
  - ③ 「メタデータ」: 検索エンジンが利用するための、作品そのもの(コンテンツ)に付された機械可読性のあるデータ



【出典】クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト( <http://creativecommons.jp/licenses/> )をもとにデータガバナンス委員会事務局作成

# 参考2. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類・評価

イメージ	ライセンス名称	要求事項			公共データに適用する上での当委員会の評価
		出典表示	商業利用	改変	
	表示 2.1 日本 (CC-BY 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可	改変を許可する(※)	最も利用範囲が広いので、推奨。
	表示-非営利 2.1 日本 (CC-BY-NC 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可しない (改変されたものの商業利用も許可しない)	改変を許可する(※)	電子行政オープンデータ戦略では、「営利目的・非営利目的を問わず」としている。
	表示-改変禁止 2.1 日本 (CC-BY-ND 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可	許可しない	改変(二次利用)を行うことができない。
	表示-非営利-改変禁止 2.1 日本 (CC-BY-NC-ND 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可しない	許可しない	電子行政オープンデータ戦略では、「営利目的・非営利目的を問わず」としている。
	表示-継承 2.1 日本 (CC-BY-SA 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可	改変を許可するが、改変されてできた二次的著作物は、このライセンスと同一のライセンスを採用すること。(※)	同一ライセンス同士でなくては結合できないため、利用しづらい。
	表示-非営利-継承 2.1 日本 (CC-NC-SA 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可しない (改変されたものの商業利用も許可しない)	改変を許可するが、改変されてできた二次的著作物は、このライセンスと同一のライセンスを採用すること。(※)	同一ライセンス同士でなくては結合できないため、利用しづらい。

※ 著作者の人格権を侵害する改変は許可しない

【出典】 クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト( <http://creativecommons.jp/licenses/> ) 等をもとにデータガバナンス委員会事務局作成

## (3) 利用ルールを策定する上での留意点 (例) ①

- ▶ **CCライセンス(CC-BY)を活用した利用ルールを策定するに当たっては、以下のような点について留意する必要がある。**
  
- **著作権がない数値データや簡単なグラフ・表の取扱い**
  - ▶ 数値データや簡単なグラフ・表には著作物性がないが、CCライセンスは、ライセンスの対象が著作物であることを前提にしている。
  - ▶ 著作物性のない部分を含む公共データにライセンスを付与した場合、以下のような問題がある。
    - ▶ 本来は著作権がないものであるにも関わらず著作権があるかのような誤解を与えるおそれがある(負のラベリング効果)。
    - ▶ クリエイティブ・コモンズのCC-BYを用いると、出典の明示が法的義務であるかのような誤解を与える恐れがある。

### 【考えられる対応方法(例)】

- (1) 著作権のない部分を個別に特定した上で、当該部分に著作権のない旨の表示を付す。
  - ・ 限界事例では著作物性の判定は容易ではないという問題がある。
  
- (2) 個々の情報の著作物性の判定はせず、著作権が無い部分についてはもともと自由に利用できるものであり出典明示は提供者側の希望であることを利用ルールに説明する。

## (3) 利用ルールを策定する上での留意点 (例) ②

### ○ 第三者の権利の取扱い

- ▶ 公共データに、第三者が著作権その他の権利(肖像権、商標権等)を有する部分が含まれている場合(例:白書)、以下のような課題がある。
  - ▶ 第三者が権利を有する部分については、国が利用を許諾することをできるわけではない。
  - ▶ 公共データの利用者にとって、第三者が権利を有する部分がわかりづらい。

#### 【考えられる対応方法(例)】

- (1) 利用者が第三者の権利との抵触を回避することができるよう、公開にあたり、第三者の権利について調査・確認を行い、当該部分を削除したり、当該部分を明示してCCライセンスの適用除外となる旨を明記する。
  - ・特に過去の公共データについては、権利関係の確認には多大な労力がかかる
  - ・新たに作成される公共データについては、たとえば、調査研究を委託する際、作成される報告書の二次利用を可能とする内容の契約として、予め権利の集約・明確化を図ることが可能である。
- (2) 第三者の権利との抵触の回避は利用者の判断と責任に委ね、公開に際して、権利関係の調査・確認は行わない。
  - ・過去の公共データについては、利用のニーズ等を踏まえ、費用対効果の観点から取扱いを決めることが妥当であると考えられる。

※ データを提供した第三者との契約によって国の再利用の許諾権原が制限されている場合の取扱いについては、当該契約の内容を精査する必要がある。

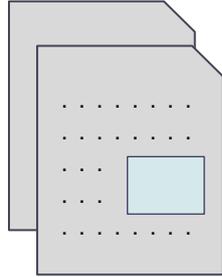
### ○ 個別法による制約のある公共データの扱い (例:気象業務法、測量法等)

- ▶ 著作権法以外の個別法に二次利用を制約する根拠がある場合には、利用ルールにわかりやすく説明することが必要となる。

## (4) ケーススタディの検討フロー ①全体像

- ▶ データガバナンス委員会では、情報通信白書(ウェブ版)を対象に、①CCライセンス(CC-BY)を採用する場合の課題の洗い出し、②第三者の権利関係の確認等にかかる労力等の調査を目的として、ケーススタディを実施した。
- ▶ 情報通信白書(ウェブ版)の全体をチェックし、①著作物性の有無、第三者が権利を有する可能性のある部分等の要検討箇所の抽出・分類、②第三者の許諾の確認をした上で、③CC-BYが適用されない部分を明示して公開することを予定している。

情報通信白書  
(ウェブ版)



※作業  
手順

項目	確認事項	確認結果	対応
著作権	著作権の有無	○	
第三者	第三者の権利関係	○	
CC-BY	CC-BYの適用可否	○	
その他	その他	○	

※作業シートに記載

項目	内容
要検討箇所抽出	

### ① 要検討箇所の抽出

- ・作業手順に則り、該当箇所を抽出・分類。

### ② 第三者の許諾の確認(各担当)

- ・①で抽出・分類した要検討箇所について、以下の作業を行う。
  - 照会先の特定
  - 第三者による二次利用の可否の確認
  - (必要があれば)著作権者等への二次利用許諾依頼
  - 確認結果及び依頼結果の整理
- ・作業負荷が大きい場合(特に過去の資料について)、要検討箇所全てをCC-BY適用外とすることも考えられる。

### ③ CC-BYが適用されない部分を明示の上、公開

- ・②の結果に基づき、CC-BYが適用されない部分を明示し、CC-BYを前提とした利用規約とともに公開する。

※二次利用許諾確認書の送付

※作業シートに結果を記載

項目	内容
確認結果を整理	

※「CC-BY」とは、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示ライセンス」を指す。  
出所を表示すれば、商業的な利用を含めて自由に利用できるという条件のライセンス。

# (4) ケーススタディの検討フロー ②フルバージョン

- ▶ 情報通信白書を構成する素材を検討した結果、具体的な作業手順としては、以下のようなものになる。
- ▶ 「○」はCC-BYにより自由に利用できる部分、「☆」は第三者の権利に関する確認が必要である部分、「★」は第三者の権利に関して許諾が得られない、または許諾の確認がとれない部分である。なお「ー」は著作権がないため理論的にはCC-BYを付すことができないが、自由に利用が可能な部分である。



凡例 : A = 総務省が独自に作成したデータ    D = 引用ルールに従って掲載・利用したデータ  
 B = 総務省委託調査で作成したデータ    E = 著作権対象外のデータ  
 C = 第三者から掲載の許諾を受けて利用しているデータ

※第三者については一次的には経済室(情報通信白書の担当部署)で担当者に確認(契約内容等)

# (4) ケーススタディの検討フロー ③簡略版

- ▶ データガバナンス委員会の委員からは、前掲の手順を簡略化した方が望ましいのではないかという意見が出ており、その意見を反映させた手順が以下になる。
- ▶ ①第三者が権利を有する部分またはその可能性のある部分の取扱いについては、省内で確認可能な素材は、担当者に第三者の許諾をとる必要があるかどうかを確認して可能な限り自由な利用を許諾できるよう努めるが、省外に確認が必要な素材や、省外に確認の必要があると判明した素材は、「★」印を付すという整理をする、②文章については抽出対象外として利用規約で対応する、③表・グラフについては第三者が提供したもののみを抽出対象として「★」印を付すことで、簡略化を図っている。

①第三者に権利関係の確認を行わなくてはいけないデータは、全てCC-BYの適用対象外と整理した。ただし省内で確認可能なものは、可能な限り確認を行うものとする。

②文章については全て抽出対象外とした。引用箇所については、利用規約で対応する。

③表・グラフについては第三者提供のもののみを抽出対象とし、これらを「★」として整理することとした。

対象	チェック基準①	権利分類	抽出実施	チェック基準②	確認先	確認結果	最終表記
文章	(抽出対象外)	A	-		(確認対象外)		○
	引用箇所(括弧でくくられているなど、出典表記が総務省以外)	C or D	-		(確認対象外)		利用規約対応
	出典表記あり(総務省)	B	★		総務省内(経済室または他部署)	第三者による二次利用が可能 第三者による二次利用が不可	○ ★
図	出典表記あり(総務省以外)	C or D	★		(確認対象外)		★
	出典表記なし	A	★	第三者のイラスト・写真等の利用あり	(確認対象外)		★
		A	★	第三者のイラスト・写真等の利用なし	(確認対象外)		○
表/グラフ	出典表記あり(総務省以外)	C or D	★				★
	出典表記あり(総務省)	B	★		総務省内(経済室または他部署)	第三者による二次利用が可能 第三者による二次利用が不可	○ ★
写真	出典表記あり(総務省以外)	C or D	★		(確認対象外)		★
	出典表記なし	A	★	第三者のイラスト・写真等の利用あり。または第三者が写っている。	(確認対象外)		★
		A	★	第三者のイラスト・写真等の利用なし。第三者が写っていない。	(確認対象外)		○
統計データ	商用DBを利用しており、その利用規約が適用されるデータ	E	★		(確認対象外)		★
	利用規約がないデータ	E	-		(確認対象外)		-

## (5) ケーススタディの結果

- ▶ 平成24年版の情報通信白書について、実際に確認が必要な素材を洗い出すと、665件の確認事項が生じた。
  - ▶ 総務省内で確認可能な素材が574件、第三者への確認を要する素材が91件の見込み。
- ▶ 簡略版でのチェックを行ったところ、125件の確認事項となった。
  - ▶ 全て総務省内で確認可能な素材の見込み。
- ▶ 簡略版への移行で確認をしなくて良くなったものは、以下の通りである。
  - ▶ CC-BY適用不可候補 540減(665→125)
    - ▶ 文章33件(引用部分について利用規約でまとめて対応のため)
    - ▶ 表・グラフ441件(著作権はないものと整理。また第三者の権利を有する可能性がないため)
    - ▶ 図 22件(第三者が権利を有する可能性があるものは確認せずともCC-BY不可としたため)
    - ▶ 写真 4件(第三者が権利を有する可能性があるものは確認せずともCC-BY不可としたため)
    - ▶ 表・グラフ40件(第三者が権利を有する可能性があるものは確認せずともCC-BY不可としたため)
- ▶ 平成23年度以前の年度についても調査を行っているがおおむね数百件の確認事項が生じる。
- ▶ 近年のものについては確認先がわかるものが多いが、過去のものになると確認先が不明になるものも多いと考えられる。

(1) フルバージョンで実施した場合の集計

<b>A (総務省が独自に作成しているデータ)</b>	<b>380</b>
文章	6
図	47
写真	0
表・グラフ	327
<b>B (総務省の委託調査で作成したデータ)</b>	<b>154</b>
文章	2
図	67
写真	0
表・グラフ	85
<b>AまたはB (AとBの区別がつかないもの)</b>	<b>40</b>
文章	0
図	11
写真	0
表・グラフ	29
<b>C (第三者から掲載の許諾を受けて引用)</b>	<b>3</b>
文章	0
図	1
写真	2
表・グラフ	0
<b>D (著作権法上認められた引用ルールに従って掲載・利用)</b>	<b>7</b>
文章	1
図	3
写真	0
表・グラフ	3
<b>CまたはD (CとDの区別が付かないもの)</b>	<b>81</b>
文章	24
図	18
写真	2
表・グラフ	37
<b>E (数値データや法令など、著作権の対象外のデータ)</b>	<b>0</b>
文章 (法律の引用)	0
表・グラフ	0

(2) 簡易版で実施した場合の集計

<b>経済室内の確認が必要なもの (総務省内他部署の物である可能性もある)</b>	<b>58</b>
図	58
写真	0
<b>総務省の他部署への確認が必要なもの</b>	<b>67</b>
図	67
写真	0
<b>CC-BYの対象外とするもの (もし利用したい場合は第三者への確認が必要なもの)</b>	<b>66</b>

## (6) 利用規約案① (情報通信白書を例として) (たたき台)

- ▶ 二次利用を促進するために利用規約案を、ケーススタディを行った情報通信白書を対象に作成した。(なお、本利用規約案は、府省のホームページ全体を対象としたものではなく、「情報通信白書」掲載ページを対象としたものである。)
- ▶ 冒頭部分に、原則として自由に二次利用が行えることを平易に表現した上で、詳しい解説を設ける構成とした。また、著作物性のある部分については、海外との互換性や機械判読可能性を担保するため、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを採用し、その「表示ライセンス(CC-BY)」により利用可能な点にも言及した。

### ○ 情報通信白書は、原則として、自由にご利用いただけます

- ・情報通信白書(ウェブ版)は、[図表リスト](#)で★印が付いている箇所及び第三者の出典が表示されている文章等を除き、どなたでも自由に、複製・改変・頒布・公衆送信等のあらゆる利用ができます。商用利用も可能です。
- ・利用する際には、出典の表示をお願いします。(→[出典表示の記載例](#))

### ○ 詳しい利用方法については、以下を御覧ください

#### 【★印が付いている箇所及び第三者の出典が表示されている文章】

- ・[図表リスト](#)で★印が付いている箇所または第三者の出典が表示されている文章は、第三者が著作権その他の権利(例:写真につき肖像権・パブリシティ権など)を有している可能性があります。利用にあたっては第三者の権利を侵害することのないよう注意してください。
- ・第三者が著作権を有している情報であっても、著作権法上、引用など、著作権者の許諾無く利用できる場合があります。(→[著作権者の許諾が不要とされている利用方法](#))

#### 【★印が付いていない箇所】

- ・数値データ、簡単な表・グラフ等には著作権はありませんので、自由にご利用いただけるものですが、出典表示をお願いしています。
- ・著作物性のある文章や図などの著作権は、国が保有し、総務省が管理していますが、自由な利用を認める「[クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本](#)」により利用を許諾しています。

### ○ 免責事項

- ・掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、万が一、誤りなどありましたら下記までご連絡ください。
- ・なお、情報通信白書に掲載している情報を用いたことで、利用者に損失等が発生した場合でも、総務省は責任を負いかねます。

### ○ 情報通信白書に関するお問合せ先 (以下の掲載内容は仮です)

- ・総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 情報通信経済室

## (7) 利用規約案② (過去データ等の場合) (たたき台)

- ▶ 過去の公共データ等については、権利関係を調査し第三者の利用許諾を確認するのに多大な労力がかかる一方、利用ニーズが小さいこともある。その場合、費用対効果を考慮し、権利関係の確認を行わずに公表して、第三者の権利に係る問題の処理は、利用者の判断と責任に任せることが考えられる。下記は、そのような場合のための規約案である。
  - ▶ 利用者が第三者の権利のある情報であるか否かを判断するにあたって手がかりとなる出典表記等は、権利関係について一応の目安になるにすぎない。第三者の権利に抵触したことによる責任は利用者が負うこととなる。
- ※ 個別法による制約がある場合は、「○ご利用にあたって」の欄に、禁止されている利用形態と該当する個別法名を具体的に記載する。この利用規約案は情報通信白書を例としているため、個別法による制約は記載していない。

### ○ ご利用にあたって

- ・情報通信白書に掲載している情報は、第三者の権利に抵触しないかぎり、どなたでも自由に、複製・改変・頒布・公衆送信等のあらゆる利用ができます。商用利用も可能です。
- ・利用するには、出典の表示をお願いします。(→[出典表示の記載例](#))

### ○ 詳しい利用方法については、以下をご覧ください

(1) 第三者の権利を侵害しないようご注意ください。

- ・第三者が著作権を有している箇所や、第三者が著作権以外の権利(例:写真につき肖像権・パブリシティ権等)を有している情報については、利用者の責任で、個別に許諾を得て利用してください。
- ・なお、数値データ、簡単な表・グラフ等には著作権はありません。また、第三者が著作権を有している情報であっても、著作権法上、引用など、著作権者の許諾無く利用できる場合があります。(→[著作権者の許諾が不要とされている利用方法](#))

(2) クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについて

- ・掲載されている著作物で、国が著作権を保有するものは、自由な利用を認める「[クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本](#)」により利用を許諾しています。
- ・数値データ、簡単な表・グラフ等には著作権はありませんので、自由にご利用いただけるものですが、出典表示をお願いしています。

### ○ 免責事項

- ・掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、万が一、誤りなどありましたら下記までご連絡ください。
- ・掲載している情報を用いたことで、利用者に損失等が発生した場合でも、国は責任を負いかねます。
- ・第三者の権利に抵触したことによる損害について、国は責任を負いかねます。

### ○ お問い合わせ先 (略)

## (8) 利用規約案③ (今後作成するデータ等の場合) (たたき台)

- ▶ 情報通信白書のケーススタディで用いた★マークは、自由に二次利用できない箇所を明示する試みであるが、二次利用できない理由が、第三者の著作権が存するからなのか、著作権以外の肖像権等が存するからなのかは明確にしていない。これは過去のデータにおいて、確認作業を行う作業負担等を考慮したものである。
  - ▶ 今後作成する公共データについては、自由に二次利用ができない理由を白書の素材の出典とともに表記しておくことで、個別の権利処理をしようとする利用者の便宜をできる限り図ることができる。下記は、そのような場合の規約案である。
  - ▶ 2)の【 】内の言葉が表記されている素材については、利用する際に制約があるという整理である。また総務省名で出典表記をする場合は確実に権利処理を行ったものに限る。権利処理ができない場合は、2)【 】の表記を利用する。
- ※ 個別法による制約がある場合は、「○ご利用にあたって」の欄に、禁止されている利用形態と該当する個別法名を具体的に記載する。この利用規約案は情報通信白書を例としているため、個別法による制約は記載していない。

### ○ご利用にあたって

- ・情報通信白書に掲載している情報は、第三者の権利に抵触しないかぎり、どなたでも自由に、複製・改変・頒布・公衆送信等のあらゆる利用ができます。商用利用も可能です。
- ・利用する際には、出典の表示をお願いします。(→[出典表示の記載例](#))

### ○詳しい利用方法については、以下をご覧ください

(1) 第三者の権利を侵害しないようご注意ください。

- ・国以外の第三者が著作権を保有している箇所については、当該第三者にお問い合わせいただくか、著作権者の許諾が不要とされている利用の範囲内でご利用ください。(→[著作権者の許諾が不要とされている利用方法](#))

※ 第三者が著作権を保有している箇所は、以下のように表記されています。

【表記例:「出典:○○調査(○○社)」】(第三者により二次利用が許諾されている場合はその旨を記載してあります)

- ・著作権以外の第三者の権利(例:写真につき肖像権・パブリシティ権など)がある情報を利用する場合は、個別に権利者にお問い合わせください。

※ 第三者が権利を有する箇所は、以下のように表記されています。

【表記例:「注:上記の写真には肖像権があります」等】

(2) クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについて

- ・掲載されている著作物で、国が著作権を保有するものは、自由な利用を認める「[クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本](#)」により利用を許諾しています。
- ・数値データ、簡単な表・グラフ等には著作権はありませんので、自由にご利用いただけるものですが、出典表示をお願いしています。

### ○免責事項、お問い合わせ先 (略)

## (9) 契約書に盛り込むべき条文案 (たたき台)

- ▶ 今後作成される公共データについては、第三者による二次利用を可能にすることを前提として作成することが必要である。
  - ▶ 今後作成する公共データのうち、事業者等に委託して作成する場合には、委託契約書の条文に以下の3点を盛り込むことが望ましい。
    - ▶ ①新たに作成した著作物の著作権は総務省に譲渡する。  
(譲渡ができない場合には)新たに作成した著作物について、第三者が二次利用することを含めて利用を許諾する。
    - ▶ ②新たに作成した著作物について、総務省及び総務省以外の第三者が利用する場合に著作者人格権を行使しない。
- ※二次利用に制約がある既存著作物が含まれている場合には、その部分についても可能な限り二次利用が可能となるような契約内容とし、利用許諾を得る。二次利用を可能とする許諾を得られたものと、許諾の得られなかったものが区別できるようにする。
- ▶ 以下に、総務省及びコンソーシアム事務局企業における現在の標準的な契約書を踏まえつつ作成した条文案を例として示す。

(甲:総務省 乙:受託者)

### 第〇条 著作権及び著作者人格権

1 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物(以下「新規著作物」という)の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡する。

[1 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物(以下「新規著作物」という)の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権の権利を留保するが、甲が第三者に二次利用を許諾することを含めて、無償で利用を許諾する。]

2 乙は、甲及び新規著作物と乙が従来より有している著作物(以下「既存著作物」という)を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。

3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用をできない箇所についてはその理由についても付するものとする。

① 著作権を甲に譲渡する旨を記述

①' 著作権を甲に譲渡せず、利用許諾のみをする場合の記述

② 第三者が二次利用する場合にも著作者人格権を行使しない旨を記述

③ 可能な限り既存著作物からも利用許諾を得た上で、二次利用に制約がある既存著作物が区別できるようにする旨を記述

## (10) その他の検討すべき事項

- ▶ 利用規約案や委託契約書のほかにも留意すべき事項として、今後オープンデータ化を行うに当たって、以下の5つの事項について検討を行う必要がある。
  - ① マニュアルの作成等
    - ▶ 実際に公共データを公開する際の手順等を記載したマニュアルを作成し、各府省で共有する。
    - ▶ 公共データの公開を前提として業務が実施されるよう、外部委託方法等の業務フローを見直す。
    - ▶ 各府省の担当者個人の判断により異なる取扱いがなされることのないよう、諸外国で用意されているような公共データ公開の支援ツールを用意する。(例: AusGOAL等)
  - ② 職員向けの研修
    - ▶ 公共データ公開の手順について、職員向けの研修を実施する。
  - ③ 利用者向けのヘルプデスク・府省の担当者向けのヘルプデスク
    - ▶ 現場職員に疑問が生じた場合に問い合わせができる職員向けヘルプデスクを設置する。
    - ▶ 利用者が疑問を感じたときに問い合わせができる利用者向けヘルプデスクを設置する。
    - ▶ 多く寄せられた問い合わせ内容については、④に示すFAQに掲載する。
  - ④ 利用者向けFAQ・職員向けFAQの作成
    - ▶ よくある問い合わせ等については職員向けのポータルサイト等にFAQを作成・掲載する。
    - ▶ 利用者向けの問い合わせについてもFAQを作成する。
  - ⑤ リスク対策とノウハウの蓄積
    - ▶ 公開した公共データに関するクレーム等が生じた場合に、担当者個人の責任問題とならないような対策を講ずる。
    - ▶ 類似のクレームが複数発生した場合には、対応のノウハウを蓄積して、各府省で共有する仕組みを構築する。

## (11) 電子行政オープンデータ実務者会議への提言①

- ▶ データガバナンス委員会は、公共データの二次利用促進のための利用ルールのあり方について、以下の事項を提言する。
  1. 国が保有する公共データは、利用を制限すべき実質的かつ合理的理由のない限り、誰もが自由に利用できるようにすべきであり、国の著作権を根拠とした利用制限を認めるのは妥当でない。したがって、国の保有する公共データは、その著作物性の有無にかかわらず、二次利用を自由に認めるのが原則であることを全府省に周知すべき。
  2. 著作物性のある公共データについては、立法により国の著作権を否定することも考えられるが、オープンデータ戦略を早急に推進する観点から、国が自らの著作権を行使せず二次利用を認める内容の利用ルールを策定・導入することを検討すべき。
  3. 利用ルールの策定に当たっては、以下のような点に留意すべき。
    - ① 利用ルールは、様々なデータを機械で重ね合わせて利用(マッシュアップ)する際の便宜のため、できる限り統一し、また、社会で広く使われているライセンスとの互換性についても明記し、機械判読可能性にも考慮すること。
    - ② 国の保有する公共データの中に第三者が著作権等の権利を有する部分が含まれている場合には、第三者の許諾が必要となりうることから、その部分をできるかぎり明確に示して、利用者の注意を喚起すること(その際、利用者に過剰な委縮効果が生じないよう、数値データや簡単な表・グラフ等は著作権の保護対象でないこと、引用など著作権者の許諾なく利用できる場合があることなど関連法制度のポイントを付記することが望ましい。)
    - ③ 公共データの二次利用を国が規制すべき旨を定めた個別法が存在する場合には、その内容をわかりやすく表示すること。

※ データガバナンス委員会ではこれらの点に配慮した利用規約案(たたき台)を作成しているので参考とされたい(27頁～29頁参照)。

## (1 1) 電子行政オープンデータ実務者会議への提言②

4. 今後新たに作成する公共データと過去の公共データは、取り扱いを区別し、それぞれ以下のような取扱いとする方向で検討すべき。
  - ① 今後新たに作成する公共データについては、たとえば調査研究等を外部に委託する際に、その報告書の二次利用を可能にする内容を委託契約書に盛り込むなど、二次利用を前提として予め権利関係の集約化・明確化を図ること。

※ データガバナンス委員会では、委託契約書の例(たたき台)を作成しているので参考とされたい(30頁参照)。
  - ② 一方、過去の公共データについては、権利関係の確認作業等の負担が大きく、費用対効果の観点から見合わないと判断される場合には、権利関係の確認は利用者の責任に委ねることとし、その旨を利用ルールに明示すれば足りるとすること。

※ データガバナンス委員会では、各府省が権利関係の調査及び第三者等の許諾の可否の確認を行う場合の手順(23頁～25頁参照)及び利用規約案(たたき台)(28頁参照)を作成しているので参考とされたい。
5. 上記と並行して、関連マニュアルの作成、職員向け研修の実施、ヘルプデスクやFAQの整備、リスク対策等、様々な環境整備を行ってほしい。